

■ 空家等対策に関する基本的な方針（素案）

1. 計画の対象

（1）対象とする空き家の種類

- 計画の対象とする空き家の種類は、法第2条第1項で規定する「空家等」（法第2条第2項及び基本指針で規定する「特定空家等」を含む。）とします。
また、市が所有又は管理する空き家についても、対策上必要な場合は計画の対象とします。
- ただし、空き家の活用や適切な維持管理などの対策については、空き家となることを予防する対策でもあることから、法で規定する「空家等」に該当しないものや将来空き家となる可能性が高い「空き家予備軍」も対象として加えます。
- 本計画においては、適切に管理されている社宅・官舎等の空き家は対象外とします。

※「空家等」(法第2条第1項)

建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。

ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

※「特定空家等」(法第2条第2項及び基本指針)

そのまま放置すれば

- ・倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれがある状態
- ・著しく景観を損なっている状態
- ・周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。なお、基本指針の改定により
- ・将来著しく保安上危険な状態になることが予見される状態
- ・将来著しく衛生上有害な状態になることが予見される状態にあると認められる空家等も含まれる。

（2）対象とする地区

- 毎年実施している空き家実態調査により、依然として市内全域にわたり空き家が分布していることが確認され、広域的な対応が必要であることから、引き続き市内全域を対象地区とします。

2. 空家等対策の基本目標

『総合的な空家等対策による、地域の安全確保と、良好な生活環境の保全』

市民が安全・安心に暮らすことができる生活環境の保全と、空家等の活用を促進するため、総合的な空家等対策を推進します。

3. 空家等対策の基本方針

(1) 空家等対策の基本方針

- 適切な管理が行われずに放置された空家等は、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことが考えられます。また、特別豪雪地帯である砂川市では、近年道内で多発している空き家や空き店舗の倒壊事故や、屋根雪落雪による隣接住宅・敷地への迷惑や被害、交通障害、通行人を巻き込む事故などの発生が考えられます。市民が安全で安心して生活できる環境の保全や、従前計画策定以降の法令の改正や上位・関連計画等の見直しへの対応を図るため、以下の5つの方針に基づいて、空家等対策に取り組んでいきます。

- ①空家等の発生の抑制
- ②空家等の流通・活用の促進
- ③管理不全な空家等の未然防止・解消
- ④特定空家等の認定及び措置
- ⑤空家等対策に係る実施体制の整備